



Tax Watch Update

Issue No. 18

2012年8月

法人所得税	2
付加価値税	3
関税及び税関	4
個人所得税	5

要約

- ▶ 201 年度の法人税の 30%削減に関する Resolution 29/2012/QH12 の詳細施行を規定する Decree 60/2012/ND-CP により、四半期申告の税額及び年末の確定申告の税額は削減対象になる。
- ▶ 外貨をベトナムドンに換算する際に規定の為替レートで計算されない為替差損益は控除可能な費用として計上されない。
- ▶ 企業が設立許可書を付与されて、一定期間の活動した後に、同省のその他地方に投資するため、全部の資産を販売した場合、新しいプロジェクト用の新設立企業としての優遇税制は享受されない。
- ▶ 住宅を貸して、借り手に修理用として最初の段階での家賃を免除する場合、借り手が実際に支払った修理費は貸し手の付加価値税・法人税の課税売上として認められる。
- ▶ 海外で行なわれた資本金譲渡が条件を満たす場合、ベトナムの法人税の納税対象に属しない。

法人所得税（法人税）

2012 年度の法人税の 30%削減のガイドラインとなる Decree

2012 年 7 月 30 日に、特定分野の中小企業、多くの労働者を雇用する企業の法人税の 30%削減に関する Resolution 29/2012/QH12 の詳細施行を規定する Decree 60/2012/ND-CP が発行されました。

本 Decree により、四半期申告の税額及び年末の確定申告の税額は 30%削減される対象になります。

Decree 60 は 2012 年 09 月 20 日より有効となります。

控除不可能な為替差損益

現行規則により、外貨をベトナムドンに換算する場合は取引の実際の為替レート或いは取引の発生時点に公表されたベトナム中央銀行のインターバンクの外貨市場の平均取引為替レートに基づきます。従って、財務総局の 2012 年 6 月 4 日付け Official Letter 1891/TCT-CS により、事業体は上記の規則に基づいて計算をしない場合、為替差損益は法人所得税計算の際に計上不可能な費用となります。

新設立企業に対する税制優遇措置

税務総局の 2012 年 06 月 11 日付け Official Letter 1959/TCT-CS により、企業が設立許可書を付与され、一定期間の活動をした後に、同省のその他の地方に投資をするため、全部の資産を販売する場合、新しいプロジェクト用の新設立企業としての優遇税制は享受できません。

住宅賃貸に対する法人税

税務総局の 2012 年 06 月 04 日付け Official Letter 1893/TCT-CS により、企業（貸し手）が住宅を貸し、借り手に修理用として最初の段階での家賃を免除し、契約終了後に借り手が貸し手に修理投資分を全部残す場合、商品を受けるためにサービスを交換したと見なされるので、借り手が実際に支払った修理費は貸し手の売上として認められます。貸し手は該当修理費である売上に対する付加価値税及び法人税を申告、納税しなければなりません。この売上は家賃免除年数に割り当てることができます。

海外に於ける資本金譲渡に対する法人税

税務総局の 2012 年 6 月 28 日付け Official Letter 2268/TCT-CS により、海外で行なわれた資本金譲渡が以下の条件を満たす場合、ベトナムの法人税の納税対象に属しません。

- ▶ 譲渡がベトナム国外にて行なわれ、オフショア企業間にて行われる。
- ▶ 直接海外投資家からのベトナム会社への資本金に変更が無い。
- ▶ 直接海外投資家とベトナム会社は譲渡取引より所得を得ない。

- ▶ ベトナム会社の投資ライセンスの内容に変更が無い。

要約

- ▶ グローバル商標及びオフショア企業の製品をベトナム国内マスメディアで広告するサービスは輸出サービスとして認められないので、付加価値税の10%が課税される。
- ▶ 企業が解散する場合、税務当局は固定資産、在庫の原材料、商品の簿価に基づき固定資産、原材料、商品の仮払VATを回収する。
- ▶ 事業体が本社及び支店を位置しない省にサービスを提供する場合、該当サービスVATは本社を位置する省の税務当局に申告となる。
- ▶ 商品を輸出するが、輸出商品用VATインボイスを発行しない事業体は特定要件を満たす場合、商品の仮払VATが申告、控除、還付される。

付加価値税 (VAT)

輸出サービスに対する付加価値税

税務総局の2012年6月27日付けOfficial Letter 2251/TCT-CSにより、グローバル商標及びオフショア企業の製品をベトナム国内マスメディアで広告するサービスはCircular 06/2012/TT-BTCに基づき輸出サービスとして認められないので、付加価値税の10%が課税されます。

OL2251は2012年03月01日より、Circular 06/2012/TT-BTCに基づきオフショア組織・個人に提供するベトナム国内での広告サービスには0%税率を適用してはいけないと確認されました。

企業解散時に還付された仮払VATの処理

税務総局の2012年07月03日付けOL 2353/TCT-CSは固定資産及び原材料、商品の仮払VATが還付された場合、企業が解散する時に、該当還付VATは以下の様に処理されます：

固定資産に対して：税務当局は解散時点の固定資産の簿価に相当するVATを回収します。

在庫原材料、商品に対して：税務当局は解散時点の在庫原材料、商品の仮払VATを回収します。

省以外に提供するサービスに対するVAT申告

税務総局の2012年7月4日付けOL 2361/TCT-KKにより、事業体が本社及び支店を位置しない省にサービスを提供する場合、該当サービスVATは本社の位置する省の税務当局に申告となります。

輸出商品の仮払VAT控除

税務総局の2012年07月04日付けOL 2359/TCT-KKにより、商品を輸出するが、輸出商品用VATインボイスを発行しない事業体が以下の要件を満たす場合、実際に輸出した商品の仮払VATが申告、控除、還付されます。

- ▶ 販売契約書を有する
- ▶ 商品が輸出したとの確認がある通関申告書を有する
- ▶ 銀行経由での支払書類を有する
- ▶ 輸出商品の売上、費用が十分に計上されている。

しかし、事業体はインボイスの使用に関する行政違反で処罰されます。

要約

- ▶ 輸入税の免税対象は金融リース会社がリース目的で直接に輸入する機械、設備、運搬手段などを含まない。
- ▶ 輸出製品生産向け輸入新基準を検査する根拠が十分でない場合、税関当局は登記した基準より高く調整する基準を承認しない。

関税及び税関

輸入税の免税対象

税関総局の2012年7月5日付けOL 3369/TCHQ-TXNKにより、投資プロジェクトの固定資産形成のための輸入税の免税対象は金融リース会社がリース目的で直接に輸入する機械、設備、運搬手段などを含みません。

輸出加工企業の輸出後の基準調整

税関総局の2012年7月6日付けOL 3040/TCHQ-GSQLにより、事業者が輸出製品生産向け輸入形式に対して、輸出した後の、基準を調整する場合、以下の通りに処理されます。

税関当局に登記した基準より低く調整する場合：事業者は減少調整基準を使用して輸入 - 輸出 - 在庫の原材料を計算し、報告することができます。

税関当局に登記した基準より高く調整する場合：新基準を検査する根拠が十分でない場合、税関当局は承認をしないので、事業者は登記した基準を使用して輸入 - 輸出 - 在庫の原材料を計算し、報告します。

要約

- ▶ 個人所得税を免税される海外日当額は増加で USD100/一人/1 日間 - USD160/一人/1 日間（公務員の日当より 2 倍高い）になる。

個人所得税

個人所得税が免税となる海外出張日当額の増加

2012 年 6 月 21 日に財務省は国家公務員の短期海外出張の日当制度を規定する Circular 102/2012/TT-BTC を発行し、これは Circular 95/2005/TT-BTC に取って代わります。本 Circular は 2012 年 8 月 10 日より有効となります。

Circular 102 により、国家管理機関及び国有事業体が海外出張公務員に支給する日当（食事代、お小遣い）（宿泊費、交通費を含まない）は役職及び出張国によって USD50/一人/1 日間 - USD80/一人/1 日間と規定されます。（以前は USD40/一人/1 日間 - USD65/一人/1 日間）。従って個人所得税が免税される日当額は USD100/一人/1 日間 - USD160/一人/1 日間（公務員の日当より 2 倍高い）となります。国別の日当に関するお問い合わせ等がございましたら、いつでも弊社までご相談ください。

お問い合わせ先

このブレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイ事務所

Huong Vu パートナー

huong.vu@vn.ey.com

Thanh Trung Nguyen ディレクター

thanh.trung.nguyen@vn.ey.com

Trang Pham ディレクター

trang.pham@vn.ey.com

The Gia Tran ディレクター

the.gia.tran@vn.ey.com

安西 冬樹 日系企業担当マネージャー

fuyuki.anzai@vn.ey.com

ホーチミン事務所

Christopher Butler パートナー

christopher.butler@vn.ey.com

Nitin Jain パートナー

nitin.jain@vn.ey.com

Sarah Jubb エグゼクティブ・ディレクター

sarah.jubb@vn.ey.com

Thinh Xuan Than ディレクター

thinh.xuan.than@vn.ey.com

Thy Anh Huynh ディレクター

thy.anh.huynh@vn.ey.com

小野瀬 貴久 日系企業担当インドチャイナ統括ディレクター

Takahisa.Onose@vn.ey.com

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction
| Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、トランザクション、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している15万2,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、www.ey.comをご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

©2011 Ernst & Young Vietnam Limited.

All Rights Reserved.

FEA no. 16000264

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図しています。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。